

27消安第5328号

平成28年2月2日

一般社団法人 日本青果物輸出入安全推進協会 会長 殿

農林水産省消費・安全局長



「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則」及び「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」の周知及び広報等について

平素より消費安全行政にご協力いただき、ありがとうございます。

今般、特定個人情報保護委員会事務局長から、別添のとおり、「特定個人情報の漏えいその他の特定個人情報の安全の確保に係る重大な事態の報告に関する規則（平成27年特定個人情報保護委員会規則第5号）」及び「事業者における特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について（平成27年特定個人情報保護委員会告示第2号）」（以下、「委員会規則等」という。）の制定及び改正の周知がございました。

つきましては、事業者において特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合は、今般制定及び改正された委員会規則等に沿って対応するようお願いいたします。

また、会員各社等を有する場合は、当該会員各社等に対し、委員会規則等の周知、個人番号の取扱い及び漏えい事案等が発生した場合の対応等を記載したリーフレットを用いた広報等を行っていただきますようお願いいたします。

なお、本件に関するご質問については、以下の窓口にお問い合わせください。

○マイナンバーに関するお問い合わせ

- ・マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）

受付時間：平日 9時30分～22時00分

土日祝日 9時30分～17時30分（年末年始を除く）

- ・マイナンバー制度に関する情報

社会保障・税番号制度ホームページ（内閣官房ホームページ）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>